

藤枝市子ども・子育て支援法に基づく過料を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市子ども・子育て支援法に基づく過料を定める条例（平成27年藤枝市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「法第13条第1項」の次に「（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、同条第2号中「法第14条第1項」の次に「（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。